

LPガス価格高騰対策事業 (令和8年度実施分)のお知らせ

LPガスの価格高騰に対応するため、国の重点支援地方交付金を活用し、岩手県内の一般消費者等が使用するLPガス料金の値引を行う小売事業者に対し支援金を支給し、県民生活を支援する事業を実施します。

事業者の皆様におかれましては、地域のエネルギーとして重要なLPガス料金の負担を軽減するという本事業の趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

値引の対象 となる方

岩手県内の家庭及び飲食店などの業務用としてLPガスを使用する一般消費者等（個別供給、集団供給、コミュニティーガス団地）

※1 一般消費者等とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第2項に規定する一般消費者等をいいます。契約者が公共機関等の場合は対象外です。

※2 対象者の基本的な考え方は、前回事業から変更ありません。

料金値引額

1契約あたり**2,100円**(税抜)を上限に値引します。

値引実施 時期

令和8年8月又は9月検針分の請求時に一括で値引きを行います。

8月(又は9月)検針分の請求額が2,100円を下回る場合、原則として請求額を上限として値引は終了しますが、各事業者の判断で値引残額を翌月1回に限り、繰り越すことは可能です。

申請手続

具体的な申請手続は、支援金支給要領や様式の記載例等を参考としてください。
下記の県公式ホームページに掲載します。
トップページ > くらし・環境 > 安全・安心 > 防災 >
火薬・ガス・電気工事業・危険物関係 >
LPガス価格高騰対策費(令和8年度実施分)

《本資料に係る問合せ先》

岩手県復興防災部消防安全課 Mail AJ0010@pref.iwate.jp
TEL 019-629-5557 FAX 019-629-5174

事業概要（令和8年度実施分）

項 目	内 容
支援対象	LPガス小売事業者
値引開始前の手続	○令和5・6・7年度の事業に参加した小売事業者の場合 値引開始前の申請は不要で、値引を開始できます。 ○新たに参加する小売事業者の場合 令和8年7月31日(金)までに 実施確認申請書を県に提出し、承認通知を受けてから、値引を開始してください。
値引の明示	検針票や県がひな形を提供するチラシ(A4版、小型版)を活用し明示してください。（例）岩手県の支援で2,100円が値引きされています
支援金の支払	値引完了後、委託先事務局に支援金請求書を令和8年11月20日(金)までに提出してください。 ※完了後の速やかな提出に御協力をお願いします。
支援金の概算払	資金繰りの上で必要とする場合、令和8年8月28日(金)までに概算払申請書を提出してください。値引見込額の8割を上限とし、30日程度で交付します。
事務手数料の支援	値引を実施した件数に応じ定額を交付します。 ・999件まで 156,000円 ・1,000件から1,999件まで 244,000円 ・2,000件から4,999件まで 332,000円 ・5,000件以上 508,000円
その他	本事業へ参加頂いた事業者は、県のHPに事業者名を掲載します。

